

# 第4回 旧北上川水面利用者協議会

平成25年2月25日

# 目次

・ 第3回 旧北上川水面利用者協議会の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 1
・ 今後のタイムスケジュール案について	・ ・ ・ ・ ・ 3
・ 貯木場跡地を利用したマリーナ事例について	・ ・ ・ ・ ・ 5
・ 当面の係留船舶への対応について	・ ・ ・ ・ ・ 6
・ 恒久的係留施設の検討について	・ ・ ・ ・ ・ 10
・ 指導及び監督の強化について	・ ・ ・ ・ ・ 11

## 第3回 旧北上川水面利用者協議会の概要について①

### 第3回 旧北上川水面利用者協議会の概要報告

日時：平成24年12月3日（金）10：00～ 場所：北上川下流河川事務所大会議室

#### 【発言内容①（要旨）】

- ・長期係留船舶は現在全部で58隻だが、このうちヨットは何隻か。また廃船は何隻か。  
⇒ヨットは2隻確認されている。廃船は確認されていない。
- ・プレジャーボート等が近隣マリーナに係留する場合、費用は発生するのか。費用負担となると理解は得られないのではないか。  
⇒仮に近隣の松島・塩釜のマリーナに行った場合、当然のことながら料金が発生する。
- ・漁港や工業港に係留する場合、費用は発生するのか。  
⇒ルールを守って有料施設に係留している方とのバランスもあり、料金や管理方法の議論が必要。
- ・料金を払うので工業港の貯木場を貸してほしい。施設整備も利用者の負担で構わない。  
⇒現在利用がない貯木場は、立地企業から存続要望がある。奥まった位置への出入りは非常に危険。事業船は復旧工事の潜水作業船が主であり、暫定係留としては工業港に確保している。  
⇒全国に貯木場跡地を利用したマリーナは多数あるので事例を調べてほしい。どのように調整しているか確認したい。
- ・治水や環境の問題を考慮した上で、当面の係留先として河川区域の一部を認可することは可能か。  
⇒当面の係留先の選択枝としては、議論すべき有効的な手段であると思う。  
⇒堤防のある上流は一つの方法だと思う。法的問題をクリアできれば考察に値する提案だ。  
⇒沿川住民からすると、船が河川に戻ってくることに強い違和感があると思われる。河川への当面の係留施設設置は課題と受け止め検討する。既得権が発生しないよう管理運営についても検討したい。

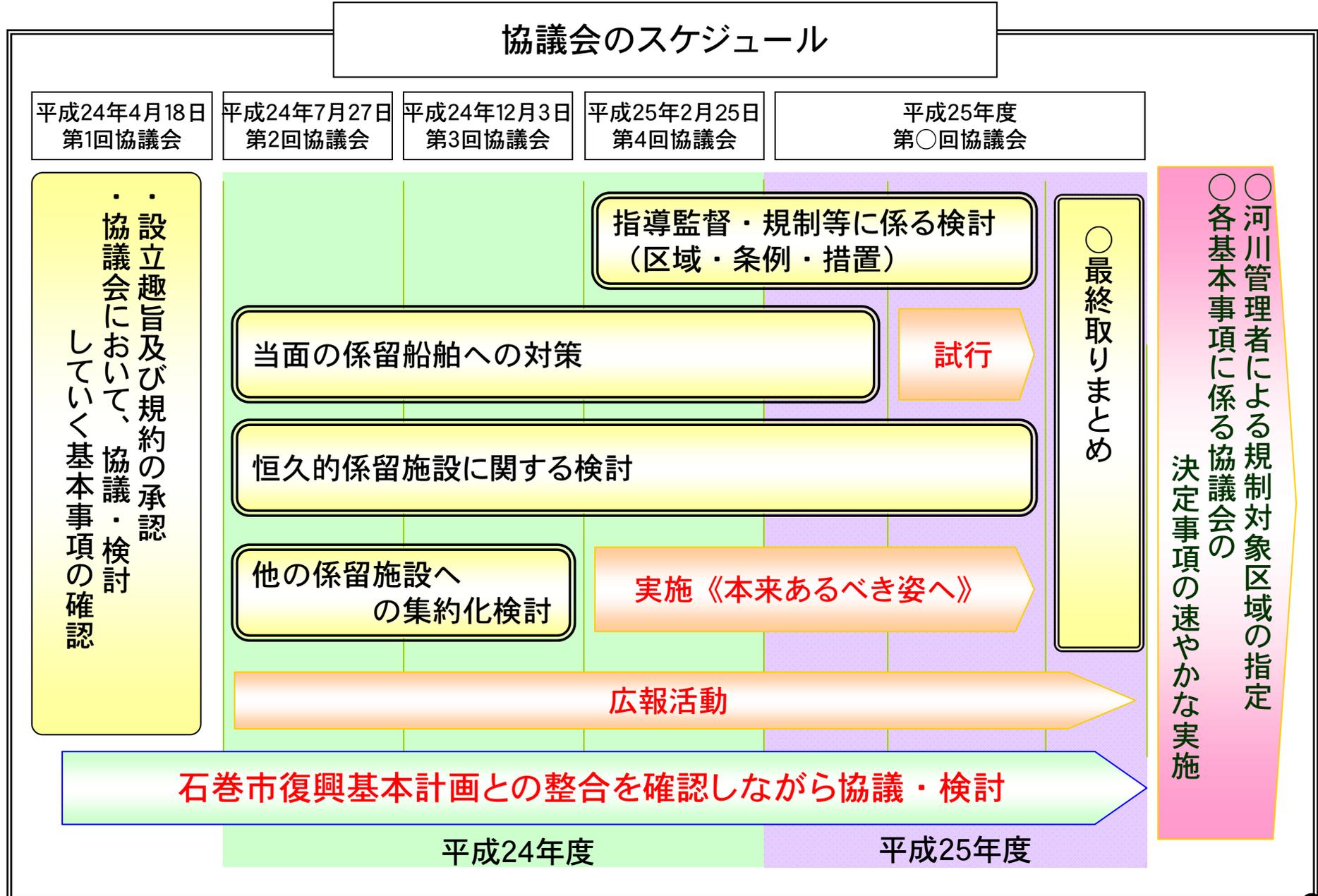
## 第3回 旧北上川水面利用者協議会の概要について②

### 【発言内容②（要旨）】

- ・ 工業港の震災関連の整備終了後は係留先として貯木場活用の可能性があるか。調整してぜひ受け入れてほしい。  
⇒平成17年策定の計画で貯木場にマリーナ計画がある。立地企業の意見が最優先である。
- ・ 当面の船舶受け入れ先として、工業港と漁港について感触を確認したい。  
⇒漁港は自由使用原則である。利用者が都合して使用しており、個別に漁港を探してほしい。  
⇒工業港は事業船について、暫定で工事場所（工業港）に停泊させている。
- ・ 当面の係留先も利用し石巻の将来に繋げたい。恒久的なマリーナを中心市街地開発に繋げることも可能である。
- ・ 当面の係留場所だけでは基本的な問題解決にならない。恒久的な係留場所をどうするのかも議論すべき。堤防完成後をイメージし、観光にも繋がるプレジャー等を対象に、できれば町の中にハーバーがあるといい。
- ・ ヨットハーバーは内港の船溜りを整備して立派なものにすればいいと思う。  
⇒内港は定期航路の施設があり恒久的マリーナには無理がある。
- ・ 恒久的マリーナについての、石巻市の意見は？  
⇒恒久的マリーナについて検討しつつある。現時点では復旧復興に全力を注いでいる。河口部周辺にもマリーナの検討は説明できるまで進んでいない。
- ・ 事務局へお願いしたい。一つめは全国の貯木場をマリーナへ変更した事例を調べてほしい。二つめは恒久的施設の議論ができるようにタイムスケジュール変更の検討をお願いする。

# 今後のタイムスケジュール案について①

## 協議会のスケジュール



## 今後のタイムスケジュール案について②

### 第4回 水面利用者協議会（平成25年2月25日）

- ・ 当面の係留先の候補地について
- ・ 当面の係留先に係る法手続き・管理方策について
- ・ 当面の係留先への移動に係る持ち主への周知について
- ・ 指導及び監督の強化について
- ・ 恒久的係留施設について

- 当面の係留先候補地を議論いただきます。  
（法手続き・管理方策）
- 利用者への周知方法を議論いただきます。
- 指導及び監督の強化の是非を議論いただきます。

### 第5回 水面利用者協議会（平成25年5月頃）

- ・ 当面の係留先について（場所）
- ・ 当面の係留先について（管理体制）
- ・ 当面の係留先について（移動スケジュール）
- ・ 指導及び監督について
- ・ 恒久的係留施設について

- 当面の係留先を確定します。  
（法手続き・管理体制）
- 当面の係留先への移動スケジュールを確定します。
- 指導及び監督を実施します。
- 恒久的係留施設について議論いただきます。

### 第6回 水面利用者協議会（平成25年7月頃）

- ・ 当面の係留先の係留状況について（報告）
- ・ 指導及び監督について（報告）
- ・ 恒久的係留施設について
- ・ 暫定係留施設について

- 恒久的係留施設について議論いただきます。
- 暫定係留施設について議論いただきます。

議論のポイント

## 貯木場跡地を利用したマリーナ事例について

会社名	出資者	設立 (開業) 年月日	所在地	経緯等
A	地元の木材 団地の有志 グループ	平成17年	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年に神戸市が木材事業者の振興を支援する為に市営の貯木場として護岸工事を行い波の影響を受けない静かな貯木場として開場。</li> <li>・近年、貯木場の需要が減退してきた為、平成17年6月よりマリーナ運営会社がプレジャーボート及びヨットの係留マリーナとして営業を開始。</li> <li>・収容能力：140隻。</li> </ul>
B	小樽市と 民間との 共同出資	平成元年	小樽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場は面積21ヘクタール、道内最大の水面貯木場だった。南方輸入材が減少したので、大規模海洋レジャー施設。</li> <li>・貯木場の北側7ヘクタールにマリーナを建設したのが65年。</li> <li>・収容能力：350隻。</li> </ul>
C	横浜市と 民間との 共同出資	平成8年	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材港は、昭和49年の供用開始以降年間約15万トンもの原木を取り扱い、東南アジア・北米・ロシアなどから輸入した多くの木材で賑わっていた。</li> <li>・原木を輸入していた時代から、原産国で製材した木材を輸入する時代へと変化し、木材港の取り扱い量も徐々に減少。</li> <li>・コンテナ化への流れや、内需停滞による木材輸入そのものの減少なども加わり、木材港も変化を余儀なくされる。</li> <li>・岸壁は自動車専用船や建材など多目的に利用される一方で、貯木水面・整理水面についてはほとんど利用されなくなり遊休化。</li> <li>・現在約1,500隻（将来約2,000隻まで整備予定）が係留可能である日本最大級のマリーナを中心に、マリン関連施設、レストラン、商業施設など多彩な施設・機能の立地を図るとともに、水際線に緑地やプロムナードが整備されている。</li> </ul>

# 当面の係留船舶への対応について①

## 第3回協議会後に実施した当面の係留先に関する打合せ（抜粋）

- 貯木場の利用について
  - ・ 航行の安全の観点からの支障
  - ・ 津波ガレキ、木材の沈下物があり水深が浅い
- 係留船の実管理について
  - ・ 現在組織はないが、組織化することで実管理を担える可能性あり

①平成24年12月7日

相手方：宮城県石巻港湾事務所

打合せ主旨：石巻港貯木場等をプレジャー船等の係留先とするものの可能性について

②平成24年12月11日

相手方：東松島市

打合せ主旨：大曲漁港を旧北上川に長期係留する船舶（プレジャーボート・ヨット）の当面の係留先とするものの可能性について

③平成24年12月19日

相手方：石巻港企業連絡協議会

打合せ主旨：石巻港貯木場をプレジャー船等の係留先とするものの可能性について

④平成24年12月28日

相手方：宮城県石巻港湾事務所

打合せ主旨：大曲漁港の港湾事務所工事の施行箇所の調整について

⑤平成25年1月30日

相手方：石巻ヨットクラブ

打合せ主旨：当面の係留先の係留船の実管理について

⑥平成25年2月7日

相手方：石巻市漁業協同組合

打合せ主旨：当面の係留先の係留船の実管理について

⑦平成25年2月7日

相手方：石巻港企業連絡協議会 貯木場周辺企業

打合せ主旨：石巻港貯木場をプレジャー船等の係留先とするものの可能性について

## 当面の係留船舶への対応について②

### 当面の係留先について検討

#### ①当面の係留先に集約する船舶の種類

- 事業船及び漁船等は、それぞれ工業港及び漁港に収容する \*本来あるべき姿に基づく役割分担
- ・対象はプレジャーボート・ヨット 約40隻 とする

#### ②当面の係留先の候補地について

- ・旧北上川（治水上及び河川管理上支障のない場所を候補地とする）
- ・大曲漁港区（地元漁業者や当面の工事との調整が必要）

#### ③河川・港湾区域に係留する場合の申請に係る手続

- ・地方公共団体等の**公的機関**が（関係法令に基づく設置の申請）**申請主体**となり、「河川法24条・26条の許可申請」「港湾法37条の占用許可申請」が必要となる
- ・申請時の監督機関からの指示又は個別協議により係留期間が設定される

#### ④係留施設の管理について

- ・公共団体等の**公的機関**が**管理主体**となる

#### ⑤利用者への周知方法について

- ・市報や北上川下流河川事務所HPへの掲載により**広く周知活動を実施**する
- ・所有者等が判明している船舶については、**直接連絡**をとる。不明な船舶については、係留船舶への**貼り紙の掲示等**で対応する

# 当面の係留船舶への対応について③

## 当面の係留先の候補地について



## 本来あるべき姿【船種と係留先】

漁船/釣船

漁 港

事業船舶

工業港

プレジャー/ヨット

マリーナ等

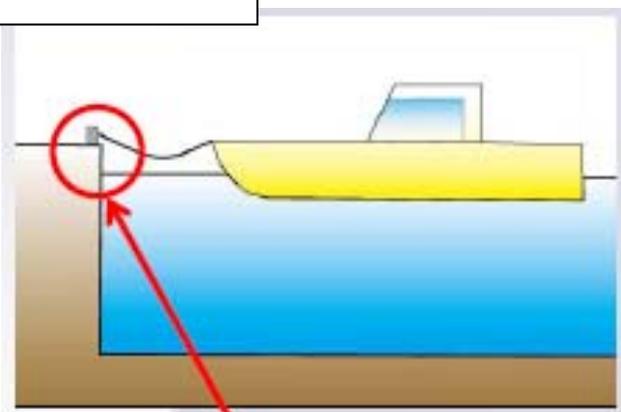


## 当面の係留船舶への対応について④

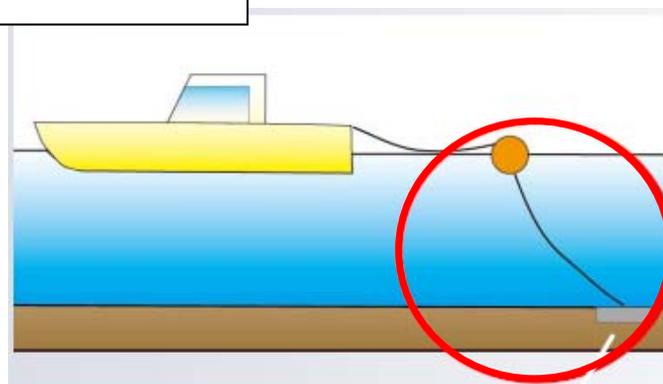
当面の係留施設への係留方法として、係留環や杭の設置があげられる

### 係留方法イメージ（三重河川国道事務所HPより）

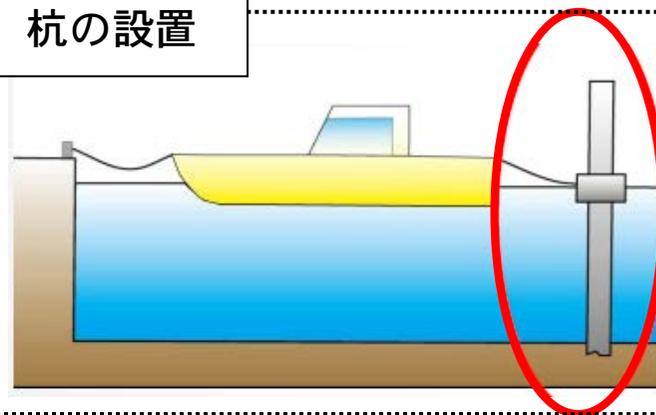
係留環



係留ブイ



杭の設置



## 恒久的係留施設の検討について

①恒久的係留施設のあり方と街づくり

②恒久的係留候補地の検討

③係留施設整備の検討

④管理運営の検討

# 指導及び監督の強化について①

## 指導及び監督の強化実施に関する検討

### 対応を検討しなければならない理由

- 震災による津波で流出した船舶が、再び旧北上川に係留している（約60隻）
- ・ 安全防災（津波・高潮・出水）及び環境上の支障からの懸念
  - ・ このペースで増え続ければ、今後の復旧・復興において支障が生じる懸念

**\*当面の係留先の確保までには、一定の準備期間が必要**

### これ以上係留船を増やさないために指導及び監督を強化します

#### ①：関係行政機関による係留船舶の持ち主に対する周知活動について

- ・ 関係行政機関（国・県・市）により、係留船舶へ一斉チラシの貼付を実施し、本来あるべき係留施設への移動を促す **\*当面の係留先の決定如何に関わらず**
- ・ 係留が多数確認される箇所及び今後の復旧・復興が予定される箇所へ、啓発看板を設置

#### ②：水面利用者協議会関係機関による巡視の強化と情報共有について

- ・ 水面利用者協議会関係機関による合同巡視において、新たな係留船が確認された場合、旧北上川へ係留はできない旨のチラシ貼付により所有者の把握に努めるとともに、関係機関での情報共有を図る

#### ③：①～②のソフト面の対応にプラスし、より強力な指導監督を検討します

各行政機関が行政指示や強制的な撤去措置である監督処分（代執行含）を実施

措置は、関係行政機関が水面利用者協議会等と連絡調整を図りながら実施

## 指導及び監督の強化について②

### 指導及び監督を強化する区域（案）



河口～曾波神地先間の  
約10kmで実施すること

#### ソフト面の対策の強化

- 巡視活動
- 広報活動

#### より強力な指導監督措置の検討

関係監督行政機関が水面利用者  
協議会等と連絡調整を図り

- 行政指示
- 強制的な撤去措置である  
監督処分（代執行含）  
を実施